

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 6年 7月24日	第262号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目次	ページ
<b>条 例</b>	
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第40号)	5
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第41号)	6
○ 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例 (上下水・調査課) (第42号)	8
<b>規 則</b>	
○ 名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第73号)	9
<b>告 示</b>	
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表 (財政・財政課) (第361号)	10
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第362号)	13
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第363号)	15
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第364号)	16
○ 指定納付受託者の指定 (財政・資金課) (第365号)	21
○ 名古屋市名東児童館の臨時開館について (子青・青少年家庭課) (第366号)	22
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第367号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第368号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第369号)	30
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>	
○ 教育委員会定例会の開催について (第18号)	34
○ 教育委員会臨時会の開催について (第19号)	35
<b>公 告</b>	
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課)	36

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	39
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	42
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	44
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	46
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	48
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	50
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	52
<hr/>		
	<b>雑 報</b>	
○ 職員表彰 表彰者名簿	(総務・人事課)	55
<hr/>		

## 条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第40号）
  - 1 改正内容
    - 地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、条例で定めるところとされている固定資産税及び都市計画税の特例の割合に関する規定の整備を行います。（附則第14条の 6関係）
  - 2 施行期日
    - 公布の日から施行します。
  
- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第41号）
  - 1 改正内容
    - (1) 徳重三丁目地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1関係）
    - (2) 徳重三丁目地区計画の地区整備計画において定められた建築物等に関する事項のうち、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。（別表第 2関係）
  - 2 施行期日
    - 公布の日から施行します。
  
- 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（第42号）
  - 1 改正内容
    - 下水道法施行令（昭和34年政令第 147号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 6条関係）
  - 2 施行期日
    - 令和 7年 4月 1日から施行します。

## 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則（第73号）

1 改正内容

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条及び第 2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 17 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第40号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の6中第18項を第20項とし、第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月17日

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋市条例第41号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

徳重三丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画徳重三丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---------------	----------------------------------------------------------------

別表第2に次のように加える。

徳重三丁目地区整備計画区域	全域	敷地面積の最低限度	170平方メートル
---------------	----	-----------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第42号

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表第1号中「それぞれ」を削り、同表第7号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第73号

名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市食品衛生法等施行細則（昭和31年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「省令」という。）」及び「。以下「告示」という。」を削る。

第 2条第 1項中「、省令又は告示」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 361号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、令和 6年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和 6年 7月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市財政局財政部財政課

# 財政のあらまし

## 令和5年度下半期財政運営の状況

### (1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区分	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一般会計	1,520,672	1,147,738	75.5	1,035,141	68.1
特別会計	1,029,383	638,793	62.1	724,510	70.4

### (2) 公営企業会計（令和5年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区分	収入			支出		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
水道事業会計	53,557	50,609	94.5	54,518	51,022	93.6
工業用水道事業会計	1,053	1,025	97.3	1,082	970	89.6
下水道事業会計	79,236	77,865	98.3	79,858	78,355	98.1
自動車運送事業会計	25,741	26,115	101.5	27,259	26,414	96.9
高速度鉄道事業会計	88,263	92,351	104.6	84,566	80,460	95.1
計	247,850	247,965	100.0	247,283	237,221	95.9

### (3) 財産、公債及び一時借入金の状況（令和6年3月31日現在）

#### 市有財産の現在高（公営企業分を除く）

区分	現在高
公有財産	
土地	88,095千㎡
建物	10,182千㎡
その他	出資による権利 284,827百万円等
物品	7,316点
債権	85,908百万円
基金	365,016百万円

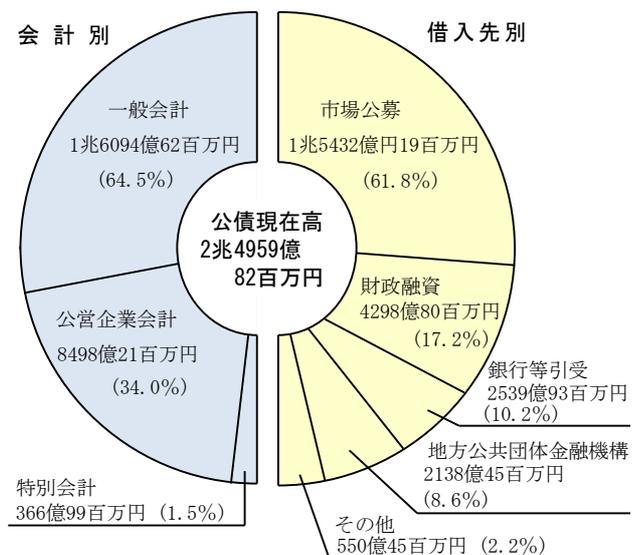
#### 一時借入金の状況

（単位：百万円）

区分	借入限度額	現在高
一般会計	100,000	—
水道事業会計	2,400	—
工業用水道事業会計	100	—
下水道事業会計	3,900	—
自動車運送事業会計	9,000	—
高速度鉄道事業会計	35,000	5,300

※会計間及び基金の資金運用を含む

#### 公債の現在高



## 令和6年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には11会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
一般会計	1,485,300	5.2
特別会計	1,077,349	9.3
国民健康保険会計	212,904	1.6
後期高齢者医療会計	71,296	12.0
介護保険会計	218,389	△ 3.0
母子父子寡婦福祉資金貸付金会計	971	△ 11.1
市場及びと畜場会計	9,302	1.1
名古屋城天守閣会計	811	49.3
土地区画整理組合貸付金会計	50	皆増
市街地再開発事業会計	134	5.0
墓地公園整備事業会計	735	△ 36.5
用地先行取得会計	21,270	△ 0.4
公債会計	541,487	19.4
計	2,562,649	6.9

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には5会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
水道事業会計	91,669	1.8
工業用水道事業会計	1,497	△ 11.1
下水道事業会計	157,350	△ 0.0
自動車運送事業会計	36,248	11.1
高速度鉄道事業会計	144,274	8.7
計	431,038	4.0

※公営企業会計については、歳出予算額を記載した。

令和6年7月発行 財政のあらまし(財政事情の公表)  
 令和5年度下半期財政運営の状況 令和6年度当初予算の概要  
 【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 362号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 6年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

水分橋緑地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字寺西、字北野、安井町字河野、字薬師浦、米が瀬町、楠町大字味鉦字堂の前、字井之元、字政所、字南山、字生棚、字南中田、字南合戸、字冥加、字名栗、字天道	図面北17の 8 の区域	昭和43年 6 月12日
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	-----------------

」

を

「

水分橋緑地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字寺西、字北野、安井町字河野、字薬師浦、米が瀬町、楠町大字味鉦字堂の前、字井之元、字政	図面北17の 9 の区域	昭和43年 6 月12日
-------	------------------------------------------------------------	-----------------	-----------------

	所、字南山、字生棚、字南中田、 字南合戸、字冥加、字名栗、字 天道		
--	-----------------------------------------	--	--

に、

「

秋葉第二 公園	港区秋葉二丁目	図面港95の区 域	令和 3年 3 月12日
------------	---------	--------------	-----------------

を

「

秋葉第二 公園	港区秋葉二丁目	図面港95の区 域	令和 3年 3 月12日
かわら公 園	港区秋葉三丁目	図面港96の区 域	令和 6年 7 月17日

に、

「

八竜緑地	守山区大森八龍一丁目	図面守山 109 の区域	平成25年 9 月 6日
------	------------	-----------------	-----------------

を

「

八竜緑地	守山区大森八龍一丁目	図面守山 109 の 2の区域	平成25年 9 月 6日
------	------------	--------------------	-----------------

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 363号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 6年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

船頭場公園	港区船頭場四丁目、五丁目、小賀須一丁目、四丁目	図面港85の 3 の区域	平成14年 4 月 1日
-------	-------------------------	-----------------	-----------------

」

を

「

船頭場公園	港区船頭場四丁目、五丁目、小賀須一丁目、四丁目	図面港85の 4 の区域	平成14年 4 月 1日
-------	-------------------------	-----------------	-----------------

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 364 号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 6 年 7 月17日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 7 月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区 間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	小賀須 3 号線	名古屋市港区船頭場四丁目 226 番地先から	前	0.169	3.60 ～ 4.00	第 1 図
			名古屋市港区船頭場四丁目 204 番地先まで	後	0.169	5.04 ～ 5.44	

2 道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区 間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
県道	A	名古屋瀬戸線	名古屋市守山区小幡一丁目 1103 番の 4 地先から	前	0.528	13.29 ～ 15.69	第 2 図
			名古屋市守山区小幡五丁目 829 番地先まで	後	0.528	16.00 ～ 16.92	

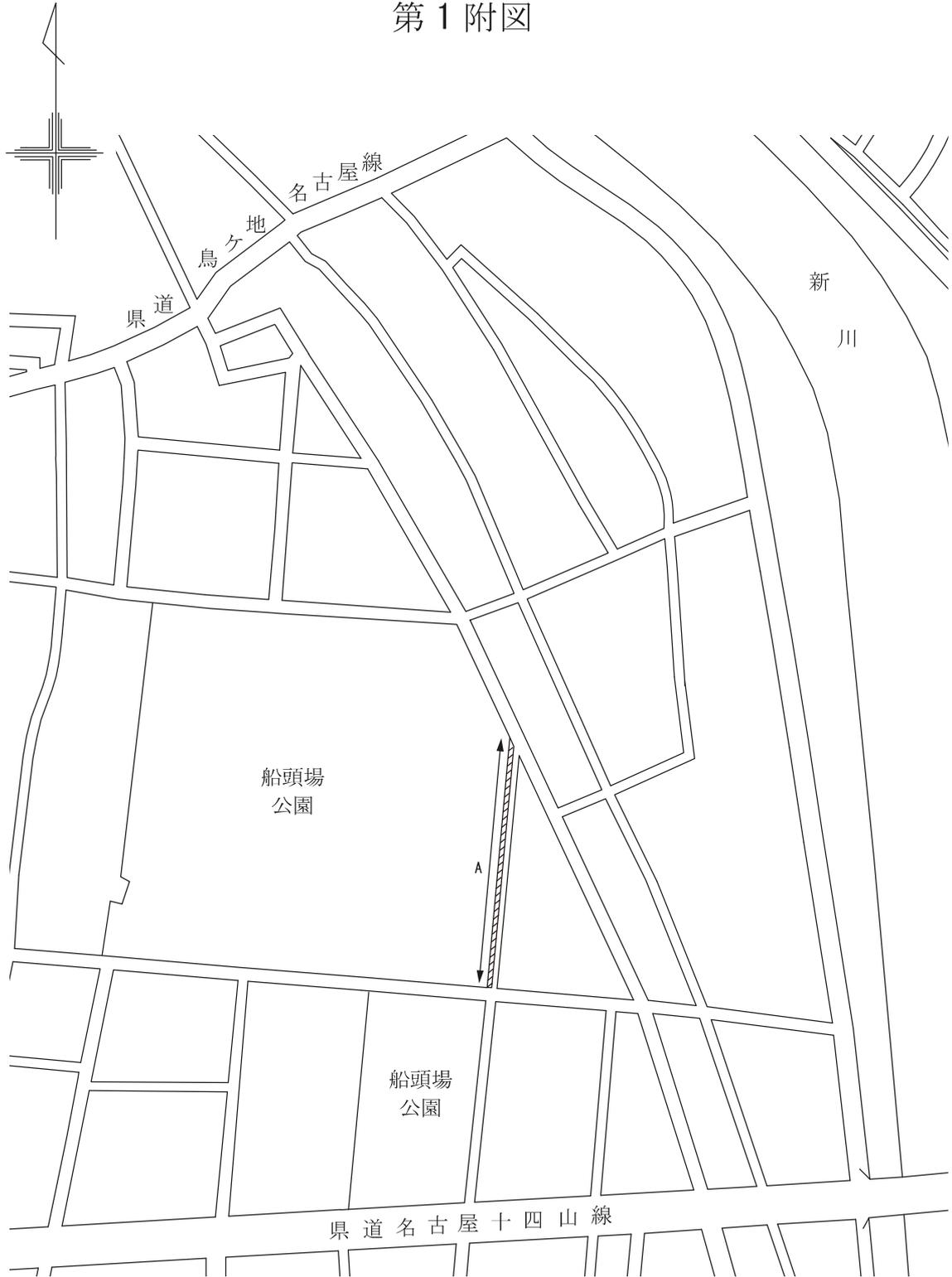
市道	B	大坪線	名古屋市守山区小幡一丁目 2308番地先から	前	0.065	5.00
			名古屋市守山区小幡一丁目 2306番地先まで	後	0.065	16.00

### 3 道路の供用開始

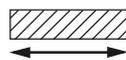
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
県道	1	名古屋犬山線	名古屋市北区辻町6丁目6番の1地先から 名古屋市守山区川西一丁目1409番の2地先まで	第3 附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 第1 附図

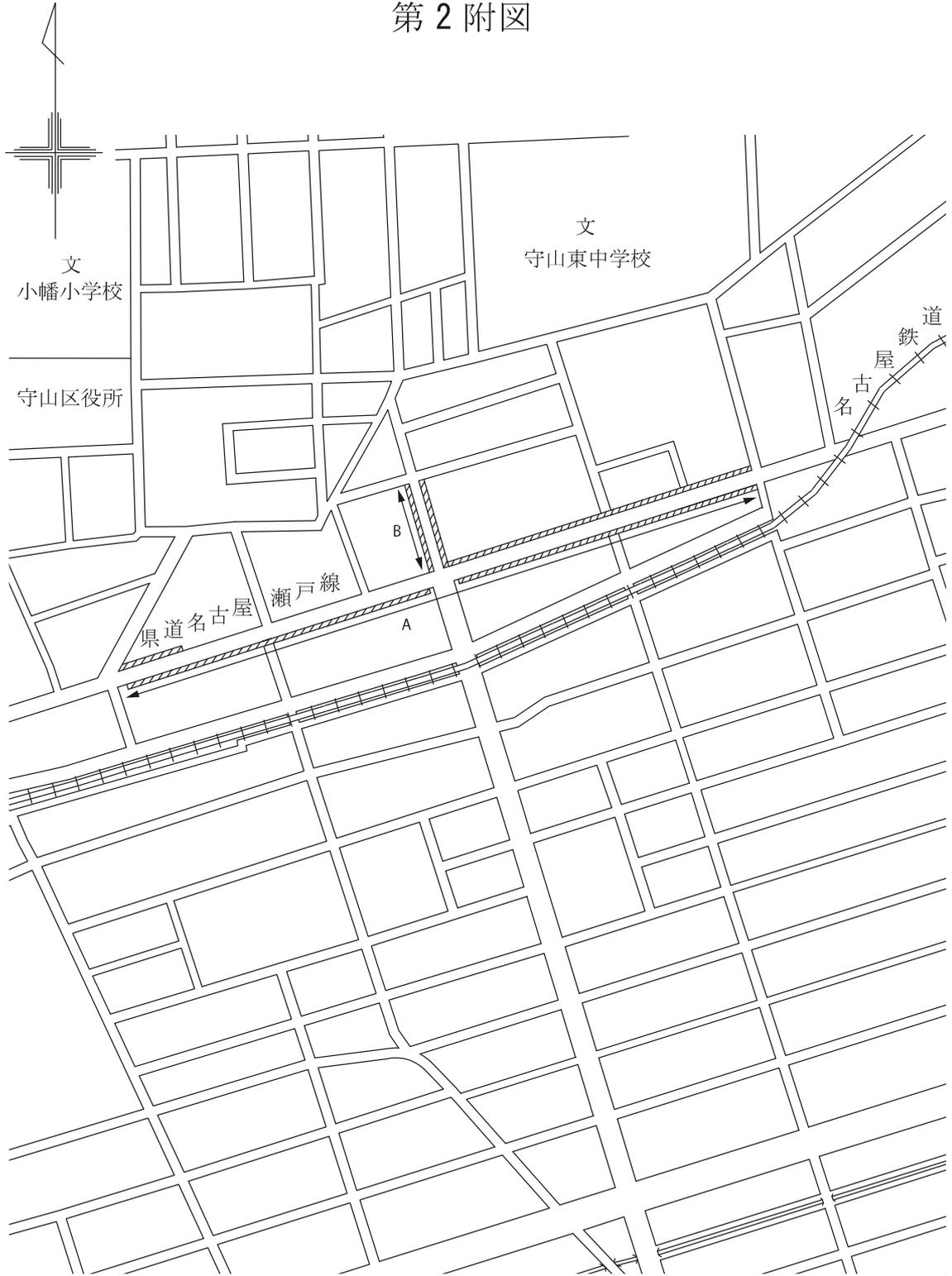


## 凡 例

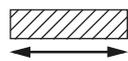


区域変更により道路の区域  
とし供用開始する部分

# 第2附図

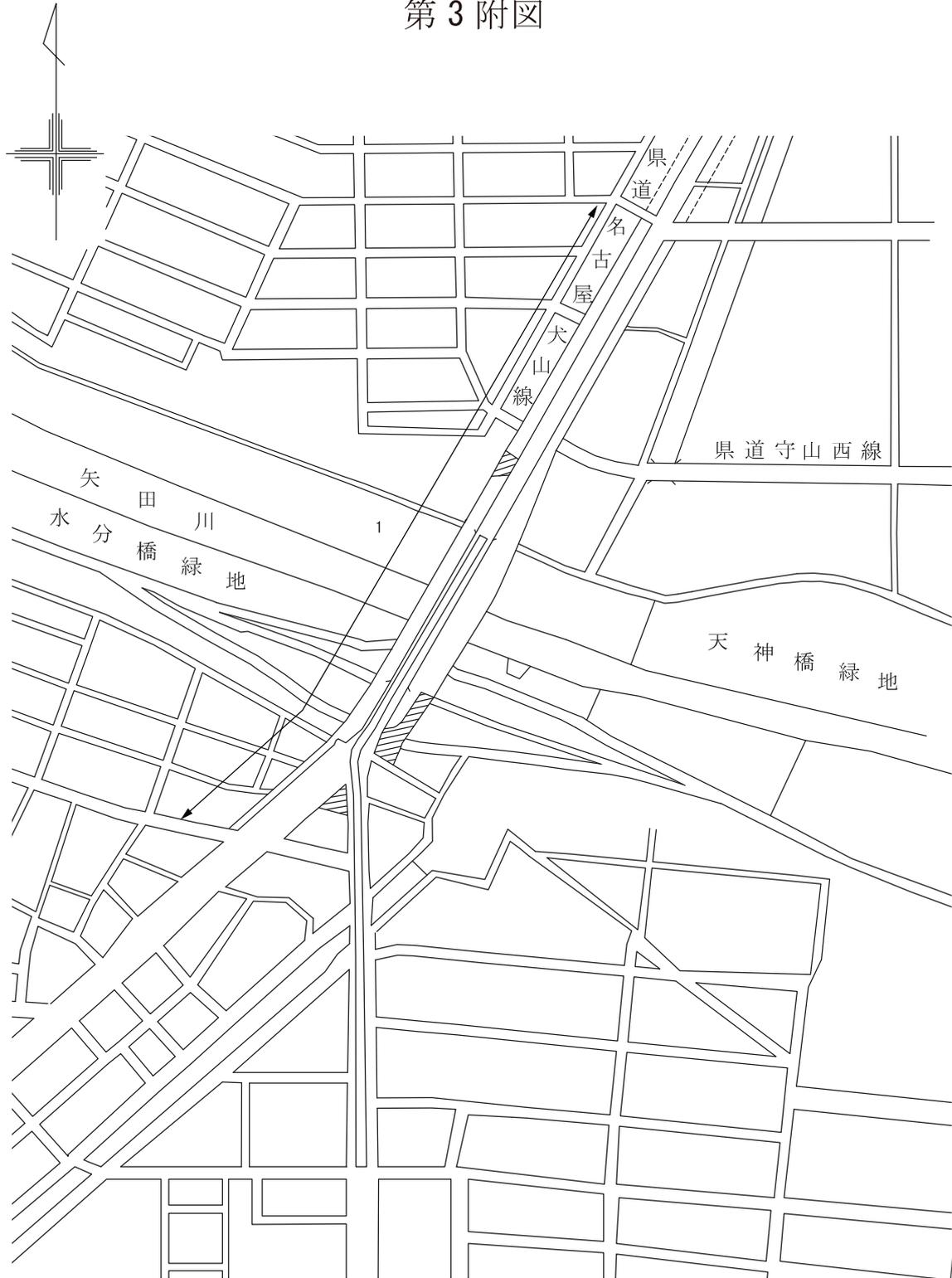


## 凡例

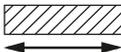


区域変更により道路の区域とする部分

### 第3附図



#### 凡例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 365号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により指定した指定納付受託者より、同条第 3項の規定による申出があったため、同条第 4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定納付受託者の名称及び住所

変更前 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟 2階

変更後 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル 8階

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 366号

名古屋市名東児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり開館時間以外の時間に臨時に開館します。

令和 6年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市名東児童館

2 臨時に開館する日及び時間

令和 6年 7月20日（土）午後 5時から午後 6時まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 367号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 6年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

- (1) 令和 6年 8月13日を供用する日に変更します。
- (2) 令和 6年 8月11日から同月15日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 368号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社オーディーエス	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市東区泉一丁目15番14号
	新	名古屋市中区丸の内三丁目20番 2号
介護事業所の名称	ヘルパーステーションなないろ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区泉一丁目15番14号
	新	名古屋市中区丸の内三丁目20番 2号
変更年月日	令和 6年 6月 1日	

介護事業者の名称	ルミエールコアカンパニー合同会社	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市南区薬師通 1丁目21番地の 2
	新	名古屋市熱田区一番一丁目20番24号

介護事業所の名称	ヘルパーステーションにじいろ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区薬師通 1丁目21番地の 2
	新	名古屋市熱田区一番一丁目20番24号
変更年月日	令和 6年 5月 1日	

介護事業者の名称	合同会社CER. STUDIO	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区原二丁目1701番地
	新	名古屋市天白区土原四丁目 238番地
介護事業所の名称	訪問介護セルサポート	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区原二丁目1701番地
	新	名古屋市天白区土原四丁目 238番地
変更年月日	令和 6年 4月10日	

## 2 訪問看護

介護事業者の名称	株式会社オーディーエス	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市東区泉一丁目15番14号
	新	名古屋市中区丸の内三丁目20番 2号
介護事業所の名称	訪問看護ステーションなないろ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区泉一丁目15番14号
	新	名古屋市中区丸の内三丁目20番 2号
変更年月日	令和 6年 6月 1日	

## 3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	眼科だいすけクリニック
	新	愛ふくろうクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	
変更年月日	令和 6年 4月 5日	

介護事業所の名称	大森クリニック
----------	---------

介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 4番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 5番地の 1
変更年月日	令和 6年 5月 7日	

介護事業所の名称	ゆかデンタルクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区供米田二丁目 106番地
	新	名古屋市中川区春田四丁目57番地
変更年月日	令和 6年 5月 7日	

介護事業者の名称	あおいファミリー株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区原三丁目 705番地	
介護事業所の名称	旧	あおいファミリー訪問看護ステーション
	新	訪問看護・リハビリステーション「リハス」名古屋天白
介護事業所の所在地	名古屋市天白区原三丁目 705番地	
変更年月日	令和 6年 6月 1日	

介護事業者の名称	株式会社 k i i t o s	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区原二丁目 405番地
	新	京都府京都市伏見区桃山五郎町 1番地46
介護事業所の名称	ホームケアナース暁月	
介護事業所の所在地	名古屋市天白区原二丁目 405番地	
変更年月日	令和 6年 4月 1日	

#### 4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	眼科だいすけクリニック
	新	愛ふくろうクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	
変更年月日	令和 6年 4月 5日	

介護事業所の名称	大森クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 4番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 5番地の 1
変更年月日	令和 6年 5月 7日	

介護事業所の名称	ゆかデンタルクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区供米田二丁目 106番地
	新	名古屋市中川区春田四丁目57番地
変更年月日	令和 6年 5月 7日	

#### 5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	眼科だいすけクリニック
	新	愛ふくろうクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	
変更年月日	令和 6年 4月 5日	

介護事業所の名称	大森クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 4番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 5番地の 1
変更年月日	令和 6年 5月 7日	

介護事業所の名称	ゆかデンタルクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区供米田二丁目 106番地
	新	名古屋市中川区春田四丁目57番地
変更年月日	令和 6年 5月 7日	

介護事業所の名称	旧	むらせ薬局
	新	日本調剤平針薬局
介護事業所の所在地	名古屋市天白区平針二丁目1906番地	

変 更 年 月 日	令和 6年 6月 1日
-----------	-------------

## 6 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	ルミエールコアカンパニー合同会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市南区薬師通 1丁目21番地の 2
	新	名古屋市熱田区一番一丁目20番24号
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーションにじいろ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市南区薬師通 1丁目21番地の 2
	新	名古屋市熱田区一番一丁目20番24号
変 更 年 月 日	令和 6年 5月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社CER. STUDIO	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市天白区原二丁目1701番地
	新	名古屋市天白区土原四丁目 238番地
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問介護セルサポート	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市天白区原二丁目1701番地
	新	名古屋市天白区土原四丁目 238番地
変 更 年 月 日	令和 6年 4月10日	

## 7 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	ルミエールコアカンパニー合同会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市南区薬師通 1丁目21番地の 2
	新	名古屋市熱田区一番一丁目20番24号
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーションにじいろ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市南区薬師通 1丁目21番地の 2
	新	名古屋市熱田区一番一丁目20番24号
変 更 年 月 日	令和 6年 5月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社CER. STUDIO	
-----------------	-----------------	--

介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区原二丁目1701番地
	新	名古屋市天白区土原四丁目 238番地
介護事業所の名称		訪問介護セルサポート
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区原二丁目1701番地
	新	名古屋市天白区土原四丁目 238番地
変更年月日		令和 6年 4月10日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 369号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
エヌ・エス北訪問介護事業所	名古屋市北区水草町 1丁目68番地	令和 6年 6月 1日

2 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人恵愛会小林病院	名古屋市西区鳥見町 2丁目39番地	令和 6年 6月 1日
医療法人並木会並木クリ	名古屋市南区内田橋二丁目10番22号	令和 6年

ニック		4月 1日
-----	--	-------

### 3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
日比歯科医院	名古屋市東区泉一丁目 7番 6号	令和 6年 4月29日
くみた医院	名古屋市東区東桜一丁目 4番29号	令和 6年 3月31日
ワキタ歯科医院	名古屋市昭和区川名町 5丁目35番地	令和 6年 3月 5日
こじま耳鼻咽喉科	名古屋市南区寺部通 2丁目12番地	令和 6年 4月 1日
江崎歯科医院	名古屋市名東区極楽四丁目 308番地	令和 6年 3月30日
しまだ中央クリニック	名古屋市天白区保呂町1708番地の 2	令和 6年 4月 1日

### 4 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人恵愛会小林病院	名古屋市西区鳥見町 2丁目39番地	令和 6年 6月 1日
医療法人並木会並木クリ ニック	名古屋市南区内田橋二丁目10番22号	令和 6年 4月 1日

### 5 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日

日比歯科医院	名古屋市東区泉一丁目 7番 6号	令和 6年 4月29日
くみた医院	名古屋市東区東桜一丁目 4番29号	令和 6年 3月31日
ワキタ歯科医院	名古屋市昭和区川名町 5丁目35番地	令和 6年 3月 5日
こじま耳鼻咽喉科	名古屋市南区寺部通 2丁目12番地	令和 6年 4月 1日
江崎歯科医院	名古屋市名東区極楽四丁目 308番地	令和 6年 3月30日
しまだ中央クリニック	名古屋市天白区保呂町1708番地の 2	令和 6年 4月 1日

## 6 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
医療法人恵愛会小林病院	名古屋市西区鳥見町 2丁目39番地	令和 6年 6月 1日
医療法人並木会並木クリ ニック	名古屋市南区内田橋二丁目10番22号	令和 6年 4月 1日

## 7 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
日比歯科医院	名古屋市東区泉一丁目 7番 6号	令和 6年 4月29日
くみた医院	名古屋市東区東桜一丁目 4番29号	令和 6年 3月31日
ワキタ歯科医院	名古屋市昭和区川名町 5丁目35番地	令和 6年

		3月 5日
こじま耳鼻咽喉科	名古屋市南区寺部通 2丁目12番地	令和 6年 4月 1日
江崎歯科医院	名古屋市名東区極楽四丁目 308番地	令和 6年 3月30日
しまだ中央クリニック	名古屋市天白区保呂町1708番地の 2	令和 6年 4月 1日

#### 8 介護療養型医療施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
医療法人博恵会橋本内科	名古屋市中区栄一丁目11番18号	平成30年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市教育委員会告示第18号

教育委員会定例会の開催について

令和6年7月26日午前10時00分大会議室において教育委員会定例会を開催し  
次の議件を付議します。

令和6年7月19日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

1 報告

「今後の不登校施策に関する有識者等会議」の報告について

2 議事

請願審査について

令和7年度使用教科用図書採択及び採択審議について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第19号

教育委員会臨時会の開催について

令和6年8月1日午後3時00分大会議室において教育委員会臨時会を開催し  
次の議件を付議します。

令和6年7月19日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 議事

令和7年度使用教科用図書採択及び採択審議について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の  
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和6年7月16日

名古屋市長 河村 たかし

1 対象区域

名古屋市西区浮野町97番93、97番94、97番95、97番96、97番97、97番98、97番99、196番の一部及び197番の一部並びの中沼町235番1、235番2、235番3、235番4、235番5、235番6及び257番の一部

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課  
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月17日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JRセントラルタワーズ・JRゲートタワー・JPタワー名古屋  
名古屋市中村区名駅一丁目1015番1ほか36筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ジェイアール東海高島屋 代表取締役 栗野 光章 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ほか23者	株式会社ジェイアール東海高島屋 代表取締役 栗野 光章 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ほか24者

### 3 変更の日

令和6年3月8日ほか

### 4 変更した理由

入店のためほか

### 5 届出の日

令和 6年 6月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月17日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月17日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエイギャラリー

名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか38筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 代表取締役 伊藤 光博 東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2号	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 代表取締役 伊藤 光博 東京都千代田区神田三崎町三丁目 3番21号

### 3 変更の日

令和6年3月13日

### 4 変更した理由

住所変更のため

### 5 届出の日

令和 6年 6月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月17日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 6年 7月17日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

### 1 開催日時

令和 6年 7月22日（月）午後 2時00分

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第46号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第47号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第48号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第49号議案 農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月18日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヨウジヤマモト 代表取締役 大橋 一友 東京都品川区東品川 2丁目 2番43号 ほか 154者	株式会社ヨウジヤマモト 代表取締役 大橋 一友 東京都品川区東品川 2丁目 2番43号 ほか 151者

### 3 変更の日

令和6年2月4日 ほか

### 4 変更した理由

退店のため ほか

### 5 届出の日

令和 6年 6月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月18日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月18日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友熱田三番町店

名古屋市熱田区三番町 212番 ほか 2筆

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1番 1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1番 1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12番10号

### 3 変更の日

令和5年5月8日

4 変更した理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 6年 6月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月18日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月18日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友高針店

名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 2 ほか23筆

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1番 1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1番 1号 ほか 4者	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12番10号 ほか 4者

### 3 変更の日

- (1) 設置者の住所については、令和 5年 5月 8日
- (2) 小売業者については、令和 5年 5月 8日 ほか

#### 4 変更した理由

- (1) 設置者については、住所変更のため
- (2) 小売業者については、住所変更のため ほか

#### 5 届出の日

令和 6年 6月12日

#### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

#### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月18日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

#### 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月18日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳴海店

名古屋市緑区黒沢台四丁目 801番 ほか 4筆

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1番 1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1番 1号 ほか 5者	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12番10号 ほか 5者

### 3 変更の日

令和 5年 5月 8日

4 変更した理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 6年 6月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月18日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月18日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武専門店

名古屋市中村区松原町2丁目61番 ほか3筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ビー・アンド・ディー 代表取締役 上條 明子 愛知県春日井市東野町7丁目3番 11号 ほか1者	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北24条東20丁目1番21 号 ほか1者

### 3 変更の日

令和6年5月16日

### 4 変更した理由

吸収合併のため

### 5 届出の日

令和 6年 6月21日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月18日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月19日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス菅田店

名古屋市天白区菅田一丁目2502番 ほか 5筆

### 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### (1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

#### (2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年2月27日

### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,369平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

54台

(2) 駐輪場の収容台数

25台

(3) 荷さばき施設の面積

36.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス 薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 6年 6月26日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

天白区役所情報コーナー及び瑞穂区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月19日から令和 6年11月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員表彰 表彰者名簿

令和6年7月16日  
総務局職員部人事課

個人表彰（職員表彰規則第3条該当）

所 属	勤 務 課 公 所	補職名	職 名	氏 名
環境局	大江破碎工場	工場長補佐	技術職員	杉本 卓也
港区	保健福祉センター福祉部 保険年金課	主事	事務職員	横井 晃

団体表彰（職員表彰規則第9条該当）

所 属	団 体 名
消防局	第32回全国救急隊員シンポジウムプロジェクトチーム